

PPP/PFIの推進について

平成26年3月



内閣府 民間資金等活用事業推進室

○中期目標について【A-2】

- ・向こう3年間を集中強化期間と位置づけ、各省庁における重点分野ごとの中期目標の検討・策定を踏まえ、PFI推進委員会での審議を経て、アクションプラン(※)の中期目標を策定するよう努める（平成26年6月目途）。

※ アクションプランにおける事業規模目標の考え方

「事業規模目標については、民間の提案、イニチアチブを最大限尊重することから、具体の事業計画を精緻に積み上げたものではなく、各府省による取組の推進やインフラ投資市場の活性化等が図られることを前提に、官民で共有すべきものとして設定したものである。」

○運営権者への業務・ノウハウ承継について【B-1-1】

- ・各省庁に対しニーズ調査を実施したところ、現段階では空港分野でニーズを確認済。国土交通省とともに、現行制度での対応可能性(※)を含め、制度官庁と早急に調整。
- ・その他の重点分野については、地方公共団体が施設管理者であることを踏まえ、各省庁が実施するニーズの詳細調査や現行制度での対応可能性を整理の上、関係省庁とともに制度官庁に検討を要請（調査実施後速やかに）。

※ 現行制度で実施可能な対応例

業務の段階的な移行、官民人事交流法等による職員の派遣、職員の長期出張、民間事業者に対する講習会の開催等

○運営権者の裁量の明確化について【B-1-3】

- ・運営事業に係る公共施設等をどのように使用・収益するかは、運営権設定及び実施契約で特段の定めがない限り、運営権者の裁量であり、その趣旨はすでに内閣府ガイドラインに記載済（平成25年6月）。
- ・この趣旨について、さらにわかり易く、内閣府ガイドラインに追記（平成26年夏ごろ目途）。

○重点分野の事業環境の整備について【B-1-2、B-1-4、B-1-5】

- ・地方公共団体側の業務が地方公営企業として存続可能である旨、指定管理者制度を適用不要とすることが可能である旨、事業所管官庁と制度官庁で整理中であり、この内容をPFI推進委員会での審議を経て、内閣府ガイドラインにも反映（平成26年夏ごろ目途）。
- ・会計処理については、内閣府において、公共施設等運営事業の会計処理方法に関する各分野共通事項についてとりまとめ・公表済（平成25年9月）。これを踏まえた各事業分野ごとの会計処理方法は、各分野の事業スキームや事業内容により異なるため、その詳細や事業の実施状況に応じて、事業所管官庁により検討することが必要。

○地方公共団体のディスインセンティブ等について【B-1-6】

- ・各省庁が実施する地方公共団体におけるニーズ調査をとりまとめる（調査実施後速やかに）。
- ・なお、地方公共団体がPPP／PFIを活用するインセンティブになるよう、各省庁に対して各種補助金・交付金の重点化等について取組を要請中。

○重点分野での案件形成支援について【B-2-1、B-2-2】

- ・案件推進事務費については、個別分野に関して専門的な知見や事業実施のための補助等の支援制度を有する事業所管官庁が一体的に支援することが有効。
- ・なお、機構の無利子貸付については、民間からの出資も受け、投資採算が求められる官民連携インフラファンドの機能に照らし、困難。上記の措置によって対応することが適当。

○民間提案制度の活用促進について【B-4-1】

- ・民間提案制度に対する対応についてはすでに内閣府ガイドラインに記載済（※）（平成25年6月）。
- ・雛型等については、PFI推進委員会の審議を経て、ガイドライン等に追記（平成26年夏ごろ目途）。

※ 現行のガイドラインにおける記載

公共側の情報提供・体制整備、民間提案に必要な書類、民間提案の検討プロセス、提案に含まれる知的財産の保護 等

○提案競争の義務化について【B-4-2】

- ・集中強化期間において重点分野で運営権活用による具体的な効果が確認された場合、各分野及び地方公共団体における導入可能性の検討結果を踏まえ、関係省庁と連携のもと、検討。

○地域企業の育成について【B-5-1、B-5-2】

- ・PFI推進機構の有するノウハウや地域金融機関との協力関係の活用を図りつつ、地域人材育成を行う官民連携による地域プラットフォームの形成促進、地方公共団体のスキル・ノウハウが共有できるようなネットワークづくりに取り組む。これにより、地域企業へインフラの運営や維持管理ノウハウの蓄積をサポート。
- ・なお、「地域型PFI法人認定制度」については、税制措置等の優遇措置は公平性・競争性確保の観点から、困難。

○PFI推進機構によるインフラファンド支援について【B-5-3】

- ・ P F I 推進機構においては、我が国で独立採算型等の P F I 事業に金融支援を行うインフラファンドに対する支援が現在においても可能。具体の出融資については、個別事案ごとに的確に対応。

<参考資料>

運営権に係るガイドライン等の整備について

《個別分野》

下水道

「下水道事業における公共施設運営事業等の実施に関するガイドライン」
(平成25年度中策定予定)

- ・整備すべき財務／施設関係資料
(事業概要(浸水対策計画)、施設運営状況
(施設状況、汚泥処理フロー)等)
- ・下水道事業における改築更新工事の範囲
- ・管理者等の会計処理
- ・既往債の返還、一般会計繰出金の配分
- ・指定管理者の併用の要否 等

上水道

「水道事業におけるPFI導入検討の手引き」
(平成25年度中改定予定)

- ・対価算出のために精査する必要のあるデータ
(給水人口、更新計画等)
- ・水道事業における更新投資の範囲
- ・運営権対価の設定方法 等

空港

- ・基本方針の策定
(平成25年11月公布)
- ・仙台空港の事業スキーム(案)の公表
(平成25年11月)

※ 国管理空港であるため、国土交通省が直接個別事業ごとにスキームを策定

各分野の事業スキームや特性に応じた細目や固有事項を記載



内閣府ガイドライン【各分野共通の事項】

「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」の策定(平成25年6月)

- ・選定プロセスにおける留意点
- ・開示が必要な情報
- ・更新投資の考え方
- ・運営権対価、利用料金の考え方
- ・指定管理者を併用する場合の手続き
- ・運営権設定の手続き
- ・運営事業のVFMの評価、モニタリング、リスク分担の考え方
- ・運営権の譲渡、取消、事業終了の考え方 等

《共通事項》